

# 『危険ドラッグによる健康被害に関する調査』実施のお知らせ

## 患者様各位

最近数年のあいだ、わが国では「危険ドラッグ」の乱用が深刻な社会問題となっています。特に昨年は、危険ドラッグ使用下での交通事故や暴力事件が多発し、国が様々な規制を試みたにもかかわらず、危険ドラッグ乱用はとどまることを知らず、医療機関にも危険ドラッグ使用によって心身に変調を来した患者様が多数受診しました。

幸い、このような状況は、昨年末に実施された薬事法の改正により市中の危険ドラッグ販売店舗が激減し、現在は一応の沈静化を見えています。しかし近い将来、再び同様の事態を迎える可能性は十分に予想され、将来再び同様な事態が生じた際に迅速に対応できるように、診断と治療のためのガイドラインを作成しておく必要があると思います。

そこで、このたび私たちは、最近数年のあいだに危険ドラッグ関連の問題で受診された患者様の診療録をもとに、使用した危険ドラッグの種類や量、さらには健康被害の内容を調べ、診断と治療のためのガイドラインを作成する際の基礎資料にしたいと考えております。ぜひ本調査研究の主旨をご理解の上、ご協力頂けますようお願い申し上げます。

## 調査実施要領

調査期間	2015年10月1日～11月30日
調査対象者	2012年4月～2015年3月に、以下の8箇所の依存症専門外来・専門病棟を持つ医療機関に初診した、危険ドラッグ関連障害患者様 (調査実施施設: 国立精神・神経医療研究センター病院、東京都立松沢病院、埼玉県立精神医療センター、神奈川県立精神医療センター、三重県立こころの医療センター、大阪府立精神医療センター、肥前精神医療センター)
調査方法	担当医師による診療録からの情報に基づきによる調査用紙への記載
研究機関名	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所
個人情報の保護について	調査結果は匿名化され、得られたデータは研究代表者により厳重に管理されます。 結果は一括して統計処理されますので、個人が特定されることはありません。
結果の公表	調査結果は、平成27年度日本医療研究開発機構研究費(障害者対策総合研究開発事業)「精神医学・救急医学・法医学が連携した危険ドラッグ使用の病態・症状対応法の開発に関する研究」(研究代表者 松本俊彦)の報告書として公表され、精神保健研究所薬物依存研究部ホームページでも閲覧できる予定です。
問い合わせ先	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部(研究代表者: 松本俊彦) 〒187-8553 東京都小平市小川東町4-1-1 tel: 042-341-2712, 内線 6221 fax: 042-346-1954
苦情などの窓口	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 倫理委員会事務局 e-mail: rinri-jimu@ncnngo.jp (「※」を「@」に変更ください。)